

## 第 8 章 観光特区及び地域再生計画

### 1 観光振興における法規制の現状

観光振興は、情報発信やイベントの実施、商店街の魅力づくりや観光基盤の整備、観光資源の開発など多様な施策を実施するものです。こうした幅広い取り組みを包括的に規制する法はなく、施策を実施する上で個別に法規制がかかる場合があります。

現状では、道路や河川、海上や公園等を利用したイベントの実施、新たな観光交通の創設などの場合、許可を必要とする法規制があります。

図表 8 - 1 個別の法規制の例示

法令名	実施事業	規制の内容
自然保護法	イベントの実施	自動車や船の乗り入れ禁止
水質汚濁防止法	保養所、観光施設等の建設	排水規制、水環境の保全
温泉法	温泉を活用した観光事業	温泉掘削、動力装置設置の規制
文化財保護法	植樹や観光施設の建築	立ち入り制限等の保存規制
旅客運送法	低料金の観光タクシー運行	柔軟な料金設定の規制

### 2 法規制の緩和

#### (1) 構造改革特区

政府（構造改革特区推進本部）は、平成 14 年 6 月に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」（平成 14 年 6 月 25 日閣議決定）において構造改革特区の導入を決定しました。

平成 14 年 9 月には「構造改革特区推進のための基本方針」を決定し、地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設け、当該地域において地域が自発性を持って構造改革を進めることとしています。

構造改革特区導入により、次のような効果を期待しています。

特定の地域における構造改革の成功事例が全国的な構造改革へと波及して、我が国全体の経済の活性化が実現する。

地域の特性が顕在化し、その特性に応じた産業の集積や新規産業の創出等により地域経済の活性化につながる。

平成 14 年 11 月には「構造改革特別区域法」の閣議決定、平成 15 年 4 月には構造改革特別区域計画の第 1 回認定が行われ、平成 16 年 12 月の第 6 回認定まで 484 の特区が新規認定されています。

これらの認定特区のうち、観光振興やまちづくりに関する先駆的な例として、国立公園におけるイベント実施の簡素化や外国人観光旅行者を誘致するビザ発給手続きの簡素化（図表 8 - 2）等があります。

図表 8 - 2 先駆的な特区計画

特区名	認定自治体名	概 要	適用される規制の特例措置
六甲有馬観光特区	神戸市	六甲山・有馬地区が持つ豊かな自然と温泉資源を活かし、催しに係る規制の特例措置による六甲芸術村構想の推進や遊休保養所の転活用の促進などにより、震災後落ち込んでいる観光客の回復を図り、21世紀型の地域観光活性化モデルを構築する。	・国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化
瀬戸内海国際観光特区	香川県	韓国からの修学旅行生や団体観光客の観光ルートに瀬戸内海の島嶼部が入っている場合に、短期滞在査証(ビザ)の発給手続きを簡素化することにより、外国人観光客の誘致を一層進め、島嶼部の振興を図るとともに、国際観光の一層の推進に努め、交流人口の増加を通じた県経済の活性化を図る。	・短期滞在査証の発給手続きの簡素化
しま交流人口拡大特区	長崎県	韓国人観光客の短期滞在査証の発給手続きの簡素化や長崎県立対馬高校における韓国学に重点を置いた構造改革特区研究開発学校設置事業の規制の特例を導入することによって、さらなる交流人口の拡大と、受け入れ態勢の整備を可能とし、観光振興などによる地域の活性化を推進する。	・短期滞在査証の発給手続きの簡素化 ・特区研究開発学校の設置(教育課程の弾力化)
いばらき美しい景観づくり特区	茨城県	県の権限を市町村に移譲し違反広告物の簡易除却を行なっているが、屋外広告物法の要件に当てはまらない違反広告物も多く、まちの美観を阻害している。 水戸市及び龍ヶ崎市において、規制の特例を適用し、重点的に違反広告物の除却を実施することにより、違反広告物の減少、景観に対する住民意識の高揚を図り、地域の魅力を向上させる。	屋外広告物条例違反の屋外広告物除却の迅速化及び対象拡大
岐阜市きれい・すっきり簡易除却モデル特区	岐阜市	屋外広告物法で定める要件にしたがい違反広告物を簡易除却しているが、要件に当てはまらないため簡易除却ができず、路上に放置されているものが少なからずある。 特に美観風致の維持・公衆の安全確保が必要な地域の簡易除却対象を拡大することによって、路上に放置されている違反広告物を全て簡易除却することができるようにし、景観を良好に整備する。	屋外広告物条例違反の屋外広告物除却の迅速化及び対象拡大

(資料) 内閣府「日本改革前線マップ」<http://www.zensen.jp/>

## (2) 地域再生計画

政府（内閣官房の地域再生本部）は、地域経済の活性化と地域雇用の創造の実現を目指し、平成 15 年 12 月に「地域再生のための基本方針」、平成 16 年 2 月には「地域再生推進のためのプログラム」を決定しました。その後、地域再生計画が募集され、平成 16 年 5 月に第 1 回認定、平成 16 年 12 月に第 2 回認定が行われ、計 250 件が新規認定されています。

国は、地域再生計画を認定した地方自治体等に対し、認定地域に限定して効果を持つ支援措置及び全国を対象とする支援措置を講じるとしています。

認定地域限定の支援措置としては、補助金で整備された施設の転用などによる有効活用、地方債の対象の拡充、日本政策投資銀行の低利融資などの政策金融、各種支援事業の実施などがあげられます。

全国を対象とする支援措置としては、道路使用許可の円滑化・手続き改善、河川占用許可の弾力化などがあげられます。

### 《墨田区の例》

「江戸と現代と未来を結ぶ空間『すみだ』の構築」は、来街者の増加、回遊性のあるルートづくり、滞在時間を長くすることでの経済波及効果を目的に映画ロケ、カーレース等に伴う道路使用許可の円滑化、道路占用許可の弾力化（オープンカフェ等）、道路使用許可・道路占用許可の手続き改善という支援措置を講じようとしています。

図表 8 - 3 構造改革特区と地域再生計画の概要

	構造改革特区	地域再生計画
目的	各地域の特性に応じて規制の特例措置を定めた構造改革特別区域を設定し、各分野における構造改革の推進と地域の活性化を図り、国民経済を発展させることを目的とする。	経済的に困難な状況に直面している地域を、国が一方的に支援するのではなく、地域の主体的な考え・行動に対し、国が支援することを通じて、地域経済の活性化と地域雇用に創造し、「持続可能な地域再生」を実現する。
手法	・規制改革	・規制緩和 ・権限委譲 ・各種施策の利便性の向上や施策等の連携
実施状況	・提案募集 6 回（平成 16 年 11 月 17 日第 6 次締め切り） ・認定申請 6 回（平成 16 年 12 月 8 日第 6 次締め切り）	・提案募集 2 回（平成 16 年 6 月 30 日第 2 次締め切り） ・認定申請 2 回（平成 16 年 12 月 8 日第 2 次締め切り）
類似点	・従来型の財政措置を講じないことが基本（既存予算との組み合わせは可） ・規制緩和 ・地域特性を生かした地域の取り組みについて、国が支援するスタンス	
相違点	地域再生と異なり、規制緩和による民業拡大がメイン	特区と異なり、手法は規制改革以外にもあり
実施プロセス	自治体・事業者等からの提案（内閣府） 政府が講ずべき措置について決定 自治体による計画の申請 申請計画の認定 規制の特例措置の適用（関係法・政省令改正）	自治体・事業者等からの提案（内閣府） 支援メニュー決定（プログラム） 自治体による地域再生計画の認定申請 申請計画の認定 各種措置

### 3 港区における方向性

構造改革特区は規制緩和・撤廃に限られることから、観光振興を推進する個別事業の実施上、障害となっている規制を緩和するための申請になります。一方、地域再生計画は、補助対象施設の有効活用や、起債、政策金融、補助金等の支援が受けられることから、個別での申請のほか支援メニューを組み合わせることを検討していきます。

#### 《方向性の例示》

構造改革特区（全国において実施できる規制の特例措置）

『美しい観光都市・港区』創造特区

条例違反の屋外広告物の撤去による都市景観の創造  
都市イメージの向上による観光満足度の増大

地域再生計画

『運河を活用した観光まちづくり』

…道路使用許可、道路占用許可、河川占用許可の手続きの改善、  
弾力化

芝浦港南の観光旅行者の増大による地域経済の活性化  
観光振興と連動したウォーターフロントの魅力づくり

地域再生計画

『広告媒体としての街路灯の活用』

…国道等に位置する街路灯の地域による管理及び使用許可基準  
の弾力化

広告を掲載した統一フラッグの掲出による地域イメージの開発  
広告料金の活用による観光振興の活性化